

## 春日井市敬老祝品贈呈要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会の発展に貢献した高齢者に対して、敬老祝品を贈呈することにより感謝の意を表するとともに、その長寿を祝うことを目的とする。

### (贈呈対象者)

第2条 敬老祝品は、毎年9月1日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき春日井市の住民基本台帳に記録されている者のうち、前年の12月31日現在において満86歳又は満98歳の者（以下「贈呈対象者」という。）に贈呈する。

### (敬老祝品)

第3条 敬老祝品は、贈呈対象者1人につき8,000円相当の品とする。

### (贈呈の時期)

第4条 敬老祝品は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する敬老の日及びその前後の間に贈呈する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

### 附 則

この要綱は、昭和53年7月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。